

医療情報取得加算について

令和 6 年 12 月 1 日より「医療情報取得加算」が適用されます。

オンライン資格確認(オンラインで患者さんの医療保険の資格を確認するシステム)を導入している保険医療機関において、患者さんの薬剤情報や診療情報を活用して診療を実施することに伴う加算です。

調剤薬局での負担は 1 年に 1 回 1 点(3 割負担で 3 円/年)となっています。